



【大阪】でんさい活用セミナー

電子記録債権取引における 法律上の留意点

平成27年10月20日（火）

株式会社全銀電子債権ネットワーク

電子記録債権取引における法律上の留意点

(1) 電子記録債権取引全般について

(2) 下請法上の取扱いについて

(3) 支払不能時の取扱いについて

※でんさいネットのコールセンター等に寄せられる照会を参考に解説。

(1) 電子記録債権取引全般について

①取引先から、支払方法を「でんさい」に移行したいとの打診があった。
ファクタリングや期日振込との違いを教えてください。

【回答】

「でんさい」はでんさいネットの記録原簿に電子記録をすることで、効力が発生する金銭債権であり、利用方法は手形取引をイメージしていただきたい。

ファクタリングは、あらかじめ債権の買取等を含んだファクタリング契約を結び、限られた金融機関で利用する仕組みであるが、「でんさい」は、それ自体に買取契約等はなく、資金化するためには手形と同様に割引をすることとなる。

売掛債権(期日振込)との違いは、債務者にとっては支払期日に自動で口座間送金決済が行われること、債権者にとっては手形と同様、支払期日以前に割引や譲渡により容易に資金化できることである。

(1) 電子記録債権取引全般について

② 支払方法を手形から「でんさい」に変更することに伴い、契約書を変更する必要がある。でんさいネットは、「でんさい」で支払をする場合の契約書のひな形を提供しているのか。

また、手形の「振出し」および「振出日」は、「でんさい」においては、それぞれどのように表現するのか。

【回答】

でんさいネットは、契約書のひな形等は用意していない。契約内容について誤解のないようにするため、実際の文言・表現は弁護士に相談していただきたい。

また、「でんさい」においては、手形の振出しに相当する用語を「発生記録請求」、振出日に相当する用語を「発生記録の電子記録年月日」と表現している。なお、手形の「支払期日」に相当する用語は、「でんさい」でも「支払期日」であり、「支払サイト」、「期間」は、手形の用語をそのまま用いて問題ない。

(1) 電子記録債権取引全般について

③「でんさい」で支払を受けた場合、**領収書の発行は必須か。**
また、仮に領収書を発行した場合には、**収入印紙の貼付は必要か。**

【回答】

領収書を発行するか否かについては、**当事者間の取り決め次第であり、必ずしも発行する必要はなく、**記録事項の開示結果で領収書の保管に代えることが考えられる。

ただし、譲渡で受け取った「でんさい」を譲渡した場合、受け取った際の譲渡記録が閲覧できなくなる可能性があるので留意いただきたい。

なお、領収書を発行した場合には、「**でんさい**」で受け取った旨の記載があれば、**収入印紙の貼付は不要となる。**

(2) 下請法上の取扱いについて

①「でんさい」を下請代金の支払手段として利用することを検討しているが、特に留意すべき事項はあるか。

【回答】

親事業者において特に留意が必要な事項は以下のとおり。

- ・下請事業者に十分な説明を行い、合意を得る必要があり、下請事業者に対して、「でんさい」での支払を受けることを強制することはできない。
- ・「でんさい」の支払サイトは、手形と同様、120日以内である。なお、「でんさい」の場合、発生日（発生記録の記録年月日）から支払期日までの期間が支払サイトとなる。
- ・下請事業者に対して、特定の参加金融機関の預金口座での受け取りを強制することはできない。

(2) 下請法上の取扱いについて

② 下請事業者への支払に「でんさい」を発生させた場合に、当該発生記録請求に係る手数料を差し引いたとしても下請法上問題ないか。

【回答】

契約時等に手数料の負担について、書面での合意があり、かつ実費の範囲内であれば、直ちに問題視されることはないと考えられる。

なお、公正取引委員会のHP「よくある質問」の中で振込手数料の負担について質問があり、回答として「発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面の合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められます」と記載されている。

(2) 下請法上の取扱いについて

③一度「でんさい」への切替えを案内して断られた下請事業者に対して、**2回、3回と案内しても下請法上問題ないか。**

【回答】

「でんさい」への切替えについて断られた下請事業者に対して、その後、**複数回にわたって切替えの案内をしても問題ない**と考えられる。

ただし、執拗な案内を受けた場合、下請事業者が「でんさい」への切替えを拒絶することに心理的な圧迫を感じる可能性もあり、決済手段の変更が事実上の強制と受け取られる可能性がある。そのため、**複数回の案内をする場合でも合理的・常識的な範囲内及び態様で行っていただきたい。**

(2) 下請法上の取扱いについて

④取引先から「でんさい」での支払に変更したいと言われているが、すぐに「でんさい」での支払を受けることが難しい。
「でんさい」での支払を断った場合、取引先から取引停止等の措置を受ける可能性もあるが、**支払方法変更の強制を抑制するようなルール等はないのか。**

【回答】

下請法では支払手段の変更の強制を禁じ、また報復措置を禁じる定めがあるので、問題があれば、公正取引委員会へ相談することが考えられる。

(3) 支払不能時の取扱いについて

① 支払期日に決済資金が入金されなかった場合、**債務者や保証人に対してはいつから請求できるのか。**

【回答】

支払期日に債権者口座に入金されなかった時点で、他に特段の事情がない限り、当該でんさいは履行遅滞となるので、それをもって債権者は債務者または保証人に請求できる。

なお、支払不能通知が窓口金融機関から通知されるのは支払期日の3銀行営業日後であるが、でんさいネットが独自に運営する「支払不能処分制度」にもとづくものであり、債務者や保証人への請求に際し、支払不能通知を待つ必要はない。

(3) 支払不能時の取扱いについて

② 支払不能でんさいは、どのように債務者または保証人に請求すればよいか。

【回答】

支払期日に支払がされなかった電子記録債権の請求方法は、売掛金(指名債権)が支払遅延となった場合の手続と同様であり、民法や民事訴訟法の定めに従うことになると考えられる。

なお、電子記録債権法では、手形の場合の簡易な訴訟制度である手形訴訟に相当する制度の定めはないので、法的請求を行う場合は、通常の民事訴訟の手続となる。

訴訟で請求する場合の証拠書類としては、窓口金融機関から出される支払不能通知や、支払不能でんさいの開示結果(画面に表示される場合はそれを印刷したもの)等が考えられる。

(3) 支払不能時の取扱いについて

③ 譲渡した「でんさい」が支払不能となり、譲受人から請求を受けたが、どのような責任を負うのか。また、代位弁済した場合、他の電子記録保証人に求償できるのか。

【回答】

電子記録保証人として、手形保証人と類似の責任を負う。
主債務者に代わり弁済し、支払等記録を行った場合は、手形の遡求権と類似の特別求償権を取得し、債務者および自分より前に電子記録保証人となった者に求償できる。